

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

令和二年埼玉県告示第百十九号で公示した公共測量は、令和二年六月三十日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕